

知事専用車の使用を違法・不当としてその使用に要した
経費の返還を求める住民監査請求監査結果について

東京都監査委員	山 加 朱 美
同	吉 倉 正 美
同	友 淵 宗 治
同	岩 田 喜美枝
同	松 本 正一郎

第 1 請求の受付

1 請求人

(略)

2 請求の提出

平成28年5月13日

3 請求の内容

(1) 主張事実

ア 東京都前知事舛添氏が週刊文春、朝日新聞などの報道によれば、平成27年4月から平成28年4月の約1か年にわたり、ほぼ毎週土曜の午後3時頃から都庁から庁有車に乗り、都職員である運転手が運転して神奈川県湯河原の別荘に復路通勤の形式で利用した。

イ 東京都自動車管理規則1条は、「公務を行うために東京都が使用する庁有車の適正な運営を図るため、庁有車の使用に関し、必要事項を定める」、8条は「乗用車の使用時間は、通常の出勤時限（午前9時）から通常の出庁時限（午後5時45分）までとする」とそれぞれ定める。

ウ 東京都人事課は「都職員の通勤手当は、1か月定期券5万5千円までを実費支給し、都知事もこれに従う」と説明した。

エ 前記イによれば、本件庁有車を舛添氏の復路通勤に使用することはできないことは明らかである。そもそも本件庁有車の使用は、社会通念が許容する範囲

でその使用が認められるものであり、かつその使用は、あくまで spot use（非日常）の公務使用を前提としたものであり、本件のように、舛添氏が毎週土曜の復路帰路通勤に48回使用したものは、違法性を帯びる。

オ 請求人は小金井市の公用車管理規則を調べたところ、小金井市の公用車は社会通念が許し、かつ非日常の使用というしぼりが掛かっている。

カ 本件湯河原使用の結果、都は庁有車の不正使用により約5百万円の損害を被った模様である。

(2) 措置請求

舛添前都知事に対し、東京都に、前記損害金に相当する金額を弁済する措置を請求する。

4 請求の要件審査

本件請求において、請求人は、平成27年4月から平成28年4月の約1か年にわたり、前知事が神奈川県湯河原町にある別荘まで知事専用車を使用して復路通勤した経費について、都は前知事に対する不当利得返還請求権（以下「本件債権」という。）の行使を怠っているとして、本件行使を求めているものと解される。

しかしながら、昭和62年2月20日最高裁判例によれば、「特定の財務会計上の行為を違法であるとし、当該行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実としている監査請求であるときは、怠る事実に係る請求権の発生原因たる財務会計行為のあった日又は終わった日を基準として地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第2項を適用すべきものと解するのが相当である」としている。

このことから、平成27年5月12日以前の本件債権の不行使については、法第242条第2項に定める請求期間の1年を経過しているため、平成27年5月13日から平成28年4月30日までの本件債権の不行使について、法第242条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施した。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

平成 27 年 5 月 13 日から平成 28 年 4 月 30 日までの間に、前知事が都庁から神奈川県湯河原町にある別荘まで知事専用車を使用して復路通勤した経費について、都は前知事に対し、不当利得返還請求権の行使を怠っている事実があるか否かを監査対象とする。

2 監査対象局

財務局を対象とした。

政策企画局に対して関係人調査を行った。

3 証拠の提出及び陳述等

法第 242 条第 6 項の規定に基づく陳述については、請求人から、平成 28 年 5 月 30 日付け陳述書の提出のみとする旨の申し出があった。

陳述書において、請求人は、当初請求書に記載していた損害額約 5 百万円を、請求人が調査した損害額 371 万 6,160 円に訂正し、その額を前知事は都に弁済するように求めた。

また、平成 28 年 6 月 2 日、監査対象局職員の陳述の聴取を行った。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 知事専用車について

ア 都の庁有車は、東京都自動車の管理等に関する規則（以下「本件管理規則」という。）第1条で、公務を行うために使用することが記載されている。

イ 知事は、本件管理規則第9条第1項により、乗用車を専用するものとされ、専用の車（以下「知事専用車」という。）が配車されている。

ウ 知事専用車は、本件管理規則第8条により、使用時間の適用が除外されている。また、財務局庁有車管理要綱（以下「本件管理要綱」という。）第8条第2項では、休日であっても運行することができる定められている。

エ 知事専用車の使用手続については、本件管理要綱第9条第2項に定められており、専用車利用者は、原則として、運転指示書により運転者に指示するとされ、休日に専用車を使用する場合は、これとは別に休日使用届を庁有車管理者（財務局経理部総務課長）に提出することとされている。

しかしながら、財務局によると、知事専用車を利用する1か月から数週間前の時点から政策企画局秘書課との間で予め日程等を確認することなどにより、綿密に専用車の運行計画を調整し、さらに随時の日程の変更に対しても緊密に連携をとることで対応する必要があるため、個別の運転指示書及び休日使用届の対象とはしていないとしている。

(2) 知事専用車の運転日誌について

ア 庁有車の運転者は、本件管理規則第11条第1項により、運転終了後に、運転者名、運転の開始及び終了の日時、運転した距離その他必要な事項を運転日誌に記載し、庁有車管理者に提出することとされており、知事専用車についても運転日誌が作成されている。

イ 知事専用車の運転日誌（以下「本件運転日誌」という。）によれば、監査対象期間（平成27年5月13日から平成28年4月30日）のうち、知事専用車が湯河原町を最終到着地（復路）としているのが41回であった。

(3) 知事専用車の運用ルールについて

財務局によれば、具体的な運用に関しては、本件管理規則及び本件管理要綱には特段の記載はないものの、本件管理規則第1条に「公務を行うために東京都が使用する庁有車」とあるとおり、専用車の使用は公務を行うためのものであり、

移動先か移動元のどちらかが公務であることを前提に運用しているとのことであった。また、実際の使用に当たっては、知事の広範かつ重要な職責から使用目的や形態も多岐に亘るため、個々具体的なケースで判断しており、その積み重ねの内容をルールとしているとの説明があった。

(4) 都庁、湯河原町間の所要時間について

財務局に確認したところ、都庁、湯河原町間の所要時間は2時間程度と推測されるとのことであった。

(5) 知事専用車における知事と連絡がとれる態勢について

知事専用車には、移動中の知事と常に連絡が取れる態勢を取るために緊急時に優先的に回線を利用することが可能な公用携帯電話のほか防災無線電話、車載電話が設置されている。

2 監査対象局の説明

財務局経理部総務課では、本件管理規則に基づき、公営企業等の所管分を除き、庁有車の運行管理をしている。今回の監査の対象となっている庁有車は、知事専用車である。

知事は、都を統轄してこれを代表し、その事務を管理してこれを執行する、広範かつ重要な地位及び職責を有している。この地位及び職責を全うするため、機動的な交通手段を確保するとともに、移動時にあっても常に知事と連絡がとれる態勢になければならないとの観点から、本件管理規則第9条第1項に基づき知事専用車を制度化している。この知事専用車を含めた専用車については、他の庁有車とは異なり、使用時間に関する本件管理規則上の特段の定めはない。

知事専用車の運行手続については、次のとおりである。

- ・ 専属運転手は、知事就任時に財務局経理部総務課で決定する。
- ・ 専属運転手は、知事の指示に従い、知事専用車を運行する。

運行状況については、運転日誌等により、財務局経理部総務課が管理している。

本件に関する請求人の主張は、週刊文春などの報道によれば、とした上で、舛添前知事が、平成27年4月から平成28年4月までのほぼ毎週土曜日、神奈川県湯河原の別荘に復路通勤に都庁職員の運転する庁有車を利用している。一方、本件管理規則により庁有車の利用は、通常の出勤時限から退庁時限までであり、知事も都職員と同様に通勤手当の対象となることから、復路通勤としての庁有車の使用は認められず、都は不正な利用により約371万円の損害を被った。よって前知事に当

該損害金に相当する金額を弁済する措置を求める。というものである。

これに対し、前知事の公務の場である都庁から湯河原町への送迎のため、庁有車を運行した事実はあるが、これは、前述のように本件管理規則第9条第1項に定める知事専用車であり、請求人のいう同第8条に定める使用時間に制限のある庁有車ではない。

すなわち、知事専用車を含む専用車は、請求人のいう土曜日（曜日については引用のある週刊誌の記事が「ほぼ毎週末」と記載していたことから、金曜日の誤用と思われる。）を含む休庁日や早朝、夜間を含め、使用者の重要な職責を全うし、各所への移動時に常に連絡がとれるよう、使用者の指示に基づき適正に運行している。

また、請求人は伝聞ではあるが、知事の通勤手当の有無について言及している。趣旨は明確ではないが、仮に経費の重複した支出を問うものであれば、（所管外ではあるが）知事を含め専用車の使用者に対して通勤手当は支給されていない。

以上のとおり、明確な算定根拠が示されていない損害金を含め、請求人の主張には理由がないと考える。

財務局としては、今後とも本件管理規則に則って専用車の運行管理に努めていく。

3 関係人調査

(1) 神奈川県湯河原町にある建物の位置付け

政策企画局では、神奈川県湯河原町にある建物を、湯河原の事務所（以下「本件建物」という。）と把握しており、世田谷の自宅と同様に、前知事の送り届け先に当たるものと考えているとの説明があった。

(2) 庁外における前知事との連絡体制

庁外における前知事との連絡体制について、政策企画局より以下のとおり説明があった。

- ・ 世田谷の自宅においては、災害時優先のNTT電話、防災無線電話、防災無線ファクシミリが設置されている。
- ・ 本件建物においては、衛星携帯電話を設置している。
- ・ その他、屋外にいる場合においては、災害時優先の公用携帯電話を携帯している。

4 判 断

本件請求において請求人は、前知事が神奈川県湯河原町にある別荘まで知事専用車を使用し復路通勤したことは、本件管理規則に反しており、違法性を帯びると主張している。

このことから、本件建物まで、知事専用車を使用したことについて、前記事実関係の確認、監査対象局の説明、関係人調査及び関係資料の調査等に基づき、次のように判断する。

(1) 知事専用車の趣旨について

知事は普通地方公共団体の長であって、当該普通地方公共団体の統轄及び代表、その事務の管理及び執行、予算の調製及び執行、地方税の賦課徴収等を行うなど、広範かつ重要な職責を有している（法第139条、第147条から149条まで等）。

本件管理規則第9条第1項が知事に専用車を使用させることとしているのは、上記のような「知事が担う職責の性質、内容等に照らし、その職責を全うさせるため、知事について機動的な交通手段を確保するとともに、移動時にあっても常に知事と連絡を取ることができるようにするなどの危機管理の観点からである」（平成20年2月8日東京地裁判決）と解される。

(2) 知事専用車の使用時間について

知事は特別職の地方公務員であり（地方公務員法第3条第3項第4号）、原則として地方公務員法は適用されず（地方公務員法第4条第2項）、勤務時間等の勤務条件は定められていないところ、知事専用車については、他の乗用車と異なり、使用時間の適用が除外されている（本件管理規則第8条）。

(3) 知事専用車の使用方法及び態様について

「知事が担う職責の内容及び性質、本件管理規則が知事に専用車を使用させることとした趣旨及び目的、本件管理規則の具体的規定等に照らすと、知事専用車の使用の方法及び態様については、知事の合理的な判断に委ねられているというべきである」（平成20年2月8日東京地裁判決）と解される。

(4) 本件建物まで知事専用車を使用することの違法性、不当性について

平成20年2月8日の東京地裁判決によれば、「自宅への送迎における知事専用車の使用は、公的活動と私的活動との切替え時においても、機動性を確保し、危機管理を徹底しようとするものであるから、その使用は合理性を有するといえるところ、自宅への送迎でなくとも、公的活動と私的活動との切替え時における合

理的な方法及び態様で知事専用車を使用することは、機動性の確保及び危機管理の徹底の観点から、知事専用車が設けられた趣旨及び目的にかなうものである」としている。

本件建物は、前知事にとって世田谷区にある自宅同様、前知事の活動の一つの拠点と考えられ、前知事が私的な日常活動の拠点とするのに不適當な場所といえず、執務場所である都庁からの所要時間も片道2時間程度であることを考慮すると、社会通念上、自動車を利用して移動する距離として長すぎるものとはいえない。

よって、本件建物まで知事専用車を使用したことは、本件管理規則で定める専用車使用の趣旨を逸脱したものとは認められず、違法・不当であるとはいえない。

なお、公務終了後、前知事を本件建物まで送り届けるために、知事専用車を頻繁に使用したことについて、別項のとおり意見を付する。

5 結 論

(1) 結論

前知事が本件建物まで知事専用車を使用して復路通勤した経費について、都は前知事に対する本件債権の行使を怠っているとする請求人の主張には理由がない。

(2) 意見

公務終了後、前知事を都外の自宅以外の場所まで送り届けるため、ほぼ毎週末、知事専用車の運行をしていたことは、違法・不当であるといえないものの都民の理解が得難いと思われる。

財務局は、政策企画局と連携の上、知事専用車の厳格な運行に努められたい。

資料（東京都職員措置請求書等）

第1 請求の要旨

- (1) 東京都知事舛添氏が週刊文春、朝日新聞などの報道によれば、平成27年4月から平成28年4月の約1か年にわたり、ほぼ毎週土曜の午後3時ころから都庁から庁有車に乗り、都職員である運転手が運転して神奈川県湯河原の別荘に復路通勤の形式で利用した。
- (2) 東京都自動車管理規則1条は、「公務を行うために東京都が使用する庁有車の適正な運営を図るため、庁有車の使用に関し、必要事項を定める」、8条は「乗用車の使用時間は、通常の出勤時限（午前9時）から通常の出庁時限（午後5時45分）までとする」とそれぞれ定める。
- (3) 東京都人事課は「都職員の通勤手当は、1か月定期券5万5千円までを実費支給し、都知事もこれに従う」と説明した。
- (4) 前記(2)によれば、本件庁有車を舛添氏の復路通勤に使用することはできないことは明らかである。そもそも本件庁有車の使用は、社会通念が許容する範囲でその使用が認められるものであり、かつその使用は、あくまで spot use（非日常）の公務使用を前提としたものであり、本件のように、舛添氏が毎週土曜の復路帰路通勤に48回使用したものは、違法性を帯びる。
- (5) 請求人は小金井市の公用車管理規則を調べたところ、小金井市の公用車は社会通念が許し、かつ非日常の使用というしぼりが掛かっている。
- (6) 本件湯河原使用の結果、都は庁有車の不正使用により約5百万円の損害を被った模様である。
- (7) 請求人は、舛添都知事に対し、東京都に前記損害金に相当する金額を弁済する措置を請求する。

（原文のまま掲載）

事実証明書

- (1) 東京都自動車の管理等に関する規則
- (2) 東京都監査委員に対する平成28. 5. 13付 東京都知事舛添措置請求書に係る追加資料
- (3) 週刊文春記事（平成28年5月19日号）